

長久手市みんなでつくるまち条例に基づく  
計画等策定ガイドライン  
～市民主体のまちづくりを進めるために～

令和2年12月  
市長公室政策秘書課

# 目 次

I	ガイドラインについて.....	1
1	みんなまち条例基本三原則(みんなまち条例解説書 抜粋).....	1
	(1) 情報共有の原則.....	1
	(2) 市民参加の原則.....	1
	(3) 協働の原則.....	1
2	ガイドラインの活用.....	2
3	本ガイドラインにおけることばの定義.....	2
	(1) 市民.....	2
	(2) 市民参加手続.....	2
	(3) 市民主体のまちづくり.....	2
II	市民参加手続を实践すべき対象事業.....	3
III	計画等の策定にあたっての市民協働の可能性の検討について.....	4
IV	市民参加手続の対象者(人・団体).....	5
V	市民参加手続の実施時期.....	5
VI	市民参加手続の情報提供について.....	6
VII	市民参加手続について.....	7
1	策定等作業開始から現状と課題の把握・整理の段階.....	7
	(1) アンケート調査.....	7
	(2) ヒアリング.....	7
2	政策、施策及び事業の計画策定等の検討段階.....	8
	(1) ワークショップ.....	8
	(2) 意見交換会.....	9
	(3) ヒアリング.....	9
3	政策、施策及び事業の計画策定等のまとめの段階.....	10
	パブリックコメント.....	10
4	その他.....	10
VIII	市民参加手続の振り返りと共有.....	11

# I ガイドラインについて

長久手市みんなで作るまち条例（以下「みんなまち条例」とする。）が平成30年7月に施行され、市民主体のまちづくりを推進するための基本的なルールが規定されました。本市は、これまで各課が個別に「情報共有」及び「市民参加」（以下「市民参加手続」とする。）を実践しており、市役所全体のルールや基準のようなものではありません。

その結果、市民参加手続に対する共通理解や認識に温度差がある中で、政策、施策の計画立案及び事業の方針決定などを実施しているのが現状です。

そのため、みんなまち条例のまちづくりの基本原則に基づき、計画の策定等における基準として、本ガイドラインを作成しました。なお、市民参加手続を行うことは、市民に方針決定を任せるとか、市民意見を何でも反映させるということではありません。市民の意見を十分に踏まえた行政運営を行っていくことです。

職員は、市民参加手続が、目的を達成するための手段であることを認識し、実践方法をデザインしながら、計画等の中に市民協働、市民主体のまちづくりを反映させるよう、努めることが必要です。

## 1 みんなまち条例基本三原則（みんなまち条例解説書 抜粋）

### (1) 情報共有の原則

「情報」は、市民、議会及び市が、様々な方法・場面において共有される広い範囲の情報を意味します。

市は、情報公開条例に基づき市民から請求があった場合に情報を公開することは言うまでもありませんが、請求がなくても、積極的に情報提供を行い、共有する姿勢を持つことを原則とします。

### (2) 市民参加の原則

まちづくりは、市民の積極的な参加による「みんなでまちをつくる」姿勢なしには実現しないため、市民、議会、市は、市民参加でまちづくりを進めることを原則とします。

### (3) 協働の原則

長久手市をよりよいまちにしたいという想いは、共通です。この想いを基に協働してまちづくりを行うことを原則とします。なお、協働を進めるための具体的な施策は、「長久手市地域協働計画」に基づき進めていきます。

## 2 ガイドラインの活用

このガイドラインは、市民主体のまちづくりを進めるため、市民参加  
手続について、意識することや必要なことを記載しています。

政策、施策の計画及び事業の方針等（以下「計画等」とする。）を策  
定する際には本ガイドラインを活用し、作業を進めてください。

なお、本ガイドラインは、市民参加手続きについて最低限取り組むべ  
き事項について記載しています。「本ガイドラインのとおり策定作業  
を行ったから大丈夫！」ではなく、それぞれの計画等の特徴を踏まえ、  
必要に応じて積極的に市民参加の機会を設けるとともに、市民主体のま  
ちづくりに向けて取り組んでいきましょう。

## 3 本ガイドラインにおけることばの定義

### (1) 市民

市内に住み、働き、学ぶ人、市民活動やボランティア活動をする  
個人、そして事業所、企業、大学等の学校法人、医療機関、地域活  
動団体及び市民活動団体等のことを指します。

### (2) 市民参加手続

市の機関の政策的決定に市民の意見を反映することを目的とし、  
その企画・立案・実施・評価の各段階において事前に方法や時期な  
どを定めて市民の意見を聞くことを指します。

### (3) 市民主体のまちづくり

市が主導しすぎるのではなく、市民が主体となり、市及び議会と  
協働して、みんなでまちづくりを進めることを指します。

## II 市民参加手続を実践すべき対象事業

市民参加手続を実践すべき対象事業については、長久手市パブリックコメント手続に関する要綱第3条「パブリックコメント手続の対象となる市の基本的な政策等」に準ずることとします。また、同要綱第4条(1)から(4)に係るものについては、市民参加手続の対象としないことができます。

(対象)

第3条 パブリックコメントの対象となる市の基本的な政策等は、次に掲げるものとする。

- (1) 総合計画等、市の基本的な政策を定める計画及び部門別・分野別の基本的な事項を定める計画
- (2) 市の基本方針を定める条例
- (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例  
(金銭徴収に関する条項を除く。)
- (4) 市民等の公共の用に供する重要な施設の建設に係る基本計画
- (5) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続が必要であると実施機関が認めるもの

(対象の適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、パブリックコメント手続の対象としないことができる。

- (1) 緊急を要するもの又は軽微なもの
- (2) 法令等により意見聴取の手続が定められているもの
- (3) 実施機関の裁量の余地がないと認められるもの
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会提出するもの
- (5) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関又はこれに準じる機関において、この要綱の定めにした手続を経て意思決定した報告、答申等に基づき、実施機関が計画等の策定を行うもの

(長久手市パブリックコメント手続に関する要綱抜粋)

なお、第4条(1)から(4)の規定により、市民参加手続の対象としなかった場合においても、情報共有を意識し、意思決定後に、実施しなかった理由やその条例、計画等に関して十分な周知、説明が必要です。

### III 計画等の策定にあたっての市民協働の可能性の検討について

計画等の策定にあたっては、協働、市民主体のまちづくりを意識し、推進するため、計画等の特徴や協働の可能性を踏まえ、市民参加手続きを検討し、取り組む必要があります。

表1「計画等における協働領域」に照らし合わせ、計画等の協働特性・協働領域について、把握し、協働の領域を拡充できるよう取り組みましょう。

なお、「市の主体性と責任のもとに行う領域」以外の事業等について、市民協働、市民主体の視点を取り入れることはもちろんのこと、従来から「市の主体性と責任のもとに行う領域」と考えられている事業等であっても、固定的に考えず、柔軟に対応していくことも必要になります。

～POINT～

計画策定においては、市民協働、市民主体で担える事業がないか考え、それを踏まえ市民参加手続の方法について考えましょう。

表 1 計画等における協働領域

各主体	協働の領域			市
A	B	C	D	E
各主体の主体性と責任の元に行う領域	各主体の主体性のもとに市の協力によって行う領域	各主体と市がそれぞれ主体性のもとに協力する領域	市の主体性のもとに各主体の協力を得ながら行う領域	市の主体性と責任のもとに行う領域

\*各主体（＝市民、NPO、企業、教育機関等）

## IV 市民参加手続の対象者（人・団体）

市民参加手続の対象については、原則として、全ての市民を対象としましょう。しかしながら、関連事業等に携わっている方に参加してもらうことも大切です。計画等の内容を踏まえ、「どういう人に声をかけるのか?」「どのように参加してもらうか?」を意識し、声かけをしましょう。

<声かけ先（例）>

- ・長久手市ボランティアセンター登録団体
- ・まちづくりセンター登録団体

## V 市民参加手続の実施時期

市民の意見を政策・施策に反映させるためには、構想段階からの参加が大切ですが、政策、施策及び事業の性格が異なることから、一律に市民参加手続の実施時期を定めることは困難です。

計画等策定にあたっては、その内容に応じ、適切な時期に行っていく必要があります。手順例を参考に、策定作業前にスケジュールを立てることを心がけましょう。

～POINT～

- ① 市民参加手続は市民と行政とのつながり、市民と市民とのつながりが生まれる絶好の機会です。協働につながるきっかけとなるよう、市民参加手続をデザインしましょう。
- ② 市民参加手続を行うことによって、新たな視点や多様な視点、的を射た知見が得ることが出来ます。計画等の策定にあたっては、策定段階に限らず、参加の窓口を大きく開き市民参加がしやすい環境づくりを心がけましょう。

## VI 市民参加手続の情報提供について

計画等の策定段階に応じ、広報、ホームページ、SNSなどを活用し、全ての市民を対象とした情報提供に努めましょう。

また、策定する計画等の特徴を踏まえ、関係団体・関係市民への情報提供も積極的に行いましょう。

### ～POINT～

- ① 計画策定着手時に市民参加手続（全体スケジュール等）について公表することも効果的です。
- ② 情報提供はタイミングよく、複数の手段で発信することが大切です。目的や対象者、事業の段階等を踏まえ、適切な時期に適切な方法で情報提供を行うことを心がけましょう。

### <主な公表手法>

- 市の発行する広報紙
- 市の窓口（公共施設を含む）での供覧または配布
- 印刷物、刊行物の配布
- ホームページへの掲載
- ケーブルテレビ、新聞、雑誌等の活用
- 各種SNS等

## VII 市民参加手続について

### 1 策定等作業開始から現状と課題の把握・整理の段階

#### (1) アンケート調査

多数の人や特定の層に質問し、全体的な傾向等を把握する手法で、郵送やインターネットで実施する場合は、市民が自分の都合の良い時間や場所で回答できる特徴があります。

～POINT～

- ① 対象、サンプル数、実施地域等は計画等の内容や性格を踏まえ、調査対象や方法を設定しましょう。
- ② 設問数が多かったり、読みにくいと回答意欲が低下します。設問は具体的に、分かりやすい言葉を使いましょう。
- ③ インターネットを活用することにより、効率化、コスト削減も図れます。その際、QRコードの活用も有効です。また、リマインドはがきの送付も回収率の増加につながります。
- ④ アンケートにワークショップ参加意向に関する項目を掲載することで、次の市民参加手続につながります。  
(参考「景観計画」：80名程度の参加意向に対して1割程度の方がワークショップに参加)

#### (2) ヒアリング

会話により、意見や傾向等を把握する手法です。アンケート調査に比べて、データを多く得ることはできませんが、当事者等と会話することにより、表面的な意見や傾向だけではなく、背景等も深掘りできる特徴があります。作業開始段階では、現場の課題やニーズの把握を心がけましょう。

～POINT～

- ① ヒアリングの実施前に、必要な情報を提供することを心がけましょう。
- ② 計画等の内容や性格を踏まえ、関係団体・関係市民を対象に設定しましょう。

## 2 政策、施策及び事業の計画策定等の検討段階

検討段階では、市民と地域の問題を共有し、まちのことに興味を持ってもらう良い機会となります。事業実施時にも継続した市民参加が期待できることから、協働、市民主体のまちづくりを意識して取り組みましょう。

全ての市民を対象とした取組として「ワークショップ」または、「意見交換会」のどちらかの実施を心がけましょう。また、実施にあたっては、地域によって特色が異なることから、小学校区別での実施に努めましょう。

### (1) ワークショップ

様々な立場の人々が集まって、自由に意見を出し合い、お互いの意見を尊重しながら、意見や提案をまとめていく手法です。策定初期段階において、素案等の作成のため課題整理や、事業の提案等を目的に、市民と市民、市民と市がコミュニケーションを図りながら検討することで、当事者同士のつながりや、主体性が目覚めるきっかけになることが特徴です。

複数回に渡って実施するケースでは、単発で実施する場合に比べ、参加者の理解度が高まり、より深い議論を行うことができます。必要に応じて実施方法を使い分けましょう。

#### ～POINT～

- ① 参加者が出席しやすい日時や環境（会場、託児サービス等）に配慮しましょう。（※かしこまらずリラックスできる場所の選定、飲み物、おやつなど準備することも有効です。）
- ② 参加者が自由に、活発な意見が出せるようプログラムや資料づくりを心がけましょう。
- ③ 参加者に対し、開催の目的、意見の活用方法等をしっかり説明しましょう。
- ④ 複数の課で合同実施することにより、職員の事務軽減、市民の負担の軽減、意見を聞ける方の幅が広がるなど大きなメリットを得られます。合同での実施についても前向きに検討しましょう。  
（参考「地域福祉計画・自殺対策計画」「教育振興基本計画」：福祉と教育に関する懇談会開催）

## (2) 意見交換会

素案等に対して、市民と市が双方向に意見をやりとりする手法です。説明会と一体的に実施することで、市民の理解を深めることができることが特徴です。

## (3) ヒアリング

検討段階では、計画等の内容を踏まえ、知識がある、もしくは、その内容に影響を受けると考えられる関係団体・関係市民を対象に、具体的な事業の内容等についてヒアリング（直接対話）形式で意見交換を行いましょう。

対象が多い場合は、意見交換会方式で実施することも有効です。

### ～POINT～

- ① 計画等の内容や性格を踏まえ、対象となる関係団体・関係市民を設定しましょう。
- ② ヒアリングの実施前に、ヒアリングの目的や必要な情報を提供することを心がけましょう。

### 3 政策、施策及び事業の計画策定等のまとめの段階

#### パブリックコメント

計画等の素案や原案が整い、市民の意見が十分反映できる余地がある段階で、広く市民から意見を募り、提出された意見を考慮して、意思決定するとともに、意見に対する市の考え方を公表する手続です。

基本的には、計画等の策定をする前の素案等の段階で実施するものですが、必要に応じて、資料の収集段階、中間案等の策定段階においても実施することができます。計画等の特性を踏まえ、実施しましょう。

多くの市民参加手続は、直接会場等に出向かなければなりません。パブリックコメントは、期間中であれば、いつでも、どこでも、だれでも参加できることが特徴です。

実施方法は、「長久手市パブリックコメント手続に関する要綱」に基づき実施しましょう。

※「パブリックコメント手続に関する要綱の考え方」に基づき、必要に応じパブリックコメント実施期間中に概要説明会を開催しましょう。

### 4 その他

必要に応じてその他の市民参加手続の実施に努めましょう。

<その他の主な市民参加手続>

- |          |       |         |
|----------|-------|---------|
| ○モニター制度  | ○説明会  | ○アイデア募集 |
| ○愛称募集    | ○まち歩き | ○シンポジウム |
| ○委員会・審議会 |       |         |

## VIII 市民参加手続の振り返りと共有

本ガイドラインに基づいて実施した、市民参加手続の対象事業、参加時期、実践方法等を把握し、参加の取組のノウハウを蓄積します。

これは、市民参加手続の結果や評価を担当職員が自ら考察し記録することにより、職員のスキルの向上や、新たに市民参加手続に取り組む職員のためにノウハウを蓄積し、市民参加手続の改善を目的として実施します。

## <参考>

### 市民参加手続を実践していく場合の手順例

手順1 企画・準備をします。  
市民参加手続を実践する際に、まず全体の流れを企画します。

ステップ1 市民参加の目的等について整理します。



計画等の特性を踏まえ、市民参加の意義、目的（市民の役割、団体の役割の有無等）について検討しましょう。

ステップ2 市民参加手続の方法を検討します。



整理した目的を踏まえ、段階に応じた市民参加手続の方法を検討します。

市民参加手続の場面が少ない場合、一部の市民の声しか聞けない場合があります。多くの市民の意見や公平性を確保するため、段階ごとに複数の参加の場面を作ることを意識する必要があります。

ステップ3 情報共有方法、対象を検討します。



参加場面ごとに効果的な情報共有方法を検討します。また、ヒアリング等を行う際の関係団体・関係市民についても検討します。

ステップ4 スケジュールを立てます



市民参加手続を実施するためには、十分余裕をもったスケジュールを組むことが重要です。また、市民が実際に参加する場面では、柔軟性を持たせたスケジュールを組むことを心がけましょう。

ステップ5 二役レクを行います。

ステップ4までまとまったら、二役レクを実施しましょう。

※市民同士のつながりがどのように生まれるのか、どのような協働につながっていくのか、また、どのような想いをもって事業が実施されるのか説明しましょう。

手順2 実践します。

手順3 結果をフィードバックします。

計画等策定後、市民参加手続について振り返り、庁内で共有するとともに必要に応じてガイドラインを改訂します。